

最終更新日：2007年7月17日

## トレーダースホールディングス株式会社

代表取締役 斎藤 正敏

問合せ先：03-5114-0344

証券コード：8704

<http://www.tradershd.com/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

## 1. 基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスの目的は、企業価値を向上させ、株主利益を最大化するとともに、ステークホルダーと良好な関係を築くことであると認識しています。

具体的には、当社グループの営む事業を通じて最適利益を追求すること、財務の健全性を確保してその信頼性を向上させること、説明責任を果たすべく積極的に情報開示を行うこと、社会の一員として当社に求められる社会的責任を果たすこと、取締役がその職責に基づいて適切な経営判断を行うこと、並びに監査役が独立性を保ち十分な監督機能を発揮すること等が重要であると考えています。

また、コーポレートガバナンスという目的を達するためには、その手段として実効性ある内部統制システムの構築を図る必要があり、取締役のマネジメント機能と監査役のモニタリング機能が有効に機能する体制を構築するべく、組織的、人的及び技術的に適切な措置をとることが肝要であると認識しています。

## 2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%未満

## 【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
グロードキャピタル株式会社	63,000	26.43
金丸貴行	17,732	7.43
株式会社三菱東京UFJ銀行	11,700	4.90
金丸多賀	11,523	4.83
ロンバードオーディエダリエヘンチアンドシー	4,950	2.07
大阪証券金融株式会社	3,895	1.63

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

大阪 ヘラクレス

決算期

3月

業種

証券、商品先物取引業

(連結)従業員数	100人以上500人未満
(連結)売上高	100億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

#### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社に親会社及び上場子会社はなく、本項目に該当はありません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任していない

#### 現状の体制を採用している理由

当社においては、監査役4名中2名が社外性を有しています。また、これらの者は、弁護士または公認会計士という厳格な職業倫理を有する専門家であります。さらに、当社グループは、金融グループとして監督官庁の監督に服し、かつ自主規制団体及び証券取引所等の規則を遵守すべき立場にあるため、上場以前から内部管理部門の充実に配慮してきました。

このような事情から、特段社外性を有する取締役を設置しなくとも、牽制及び監督の機能は働くものと認識しております。

但し、社外性を有し、監督を職責とする取締役を設置することの有効性は認識しており、当社が必要と認め、適切な人材が確保できた場合は、社外取締役を設置する可能性があります。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	4名

#### 監査役と会計監査人の連携状況

内部統制に関する基本方針にて、監査役は会計監査人との意見交換等によって監査の実効性を高めるべき旨を定めました。これに基づき、監査役は、情報や課題の共有を通じて、会計監査人と連携を深めることに努めております。

#### 監査役と内部監査部門の連携状況

内部統制に関する基本方針にて、監査役は内部監査部門との連携を強化すべき旨を定め、内部監査規程にて、内部監査計画の策定、内部監査結果の講評及び内部監査規程の改定につき同意権を有する旨を定めました。これらに基づき、監査役と内部監査部門は、定期的に、または必要に応じて開催する会議等を通じ、監査役監査と内部監査の相互補完及び相乗効果の発揮に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
------------	--------

社外監査役の人数

2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
大網英道	公認会計士									
渡邊剛	弁護士									

1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
大網英道	大網公認会計士事務所代表、九段監査法人代表社員、トレイダーズ証券株式会社監査役、シュローダー証券投信投資顧問株式会社監査役	会計の専門家であり、かつ金融機関の会計及び監査に係る造詣が深く、公認会計士としての職業倫理と専門能力に基づいた透明性の高い監査機能を期待し得るため。
渡邊剛	アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー、監査法人トーマツ法人外監事、トレイダーズ証券株式会社監査役	法律の専門家であり、弁護士としての職業倫理と専門能力に基づいた透明性の高い監査機能を期待し得るため。来たる金融商品取引法の施行を視野に入れ、国内大手法律事務所のパートナーを務める、高度な専門家を招聘した。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

社外監査役は、月次の定時取締役会に出席し、月次で監査役会を開催して、実効性ある監査機能を発揮すること及び監査の精度を高めることに努めております。また、定期的に取り締役及び代表取締役と意見交換を行い、経営陣のコンプライアンス意識の向上を図っています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役及び従業員の業績向上に対する意欲と士気を高めるため、株価連動型の報酬としてストックオプション制度を導入しております。当社は、報酬を株価に連動させることが、取締役を及び従業員を業績向上及び株価上昇に注力させる一つの動機になると考えています。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、執行役、監査役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社グループの経営の舵をとり、意思決定を行い、その執行の監督を行うのは取締役であります。また、意思決定の執行について指揮をとるのは幹部社員であり、その執行に従事するのは当社グループのすべての従業員であります。このため、当社グループ全体に活力を与え、業績向上に対する動機づけを行うべく、当社は、平成 18 年 6 月 29 日時点の取締役及び平成 18 年 9 月 1 日及び平成 19 年 6 月 25 日時点の当社グループの正社員に対して、ストックオプションを発行致しました。

【 取締役報酬関係 】

開示手段	営業報告書(事業報告)
開示状況	全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

事業報告において、取締役報酬の支給人員と支給額を開示しています。また、営業報告書(事業報告)を含む招集通知一式は、当社ホームページ上に掲載しております。

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

社外取締役は設置しておりません。

社外監査役の補助人は、現時点で常設しておりませんが、監査役が必要と認める時は任意に補助人を常設できる旨を、内部統制に関する基本方針に定めております。また、内部監査部門の使用人を、補助者として一時的に使用できる権限も合わせて定めております。

情報伝達については、「監査役への連絡報告基準」を設け、当社の重要事項について適切に監査役へ報告がされるように努めているほか、監査役が任意に、重要な会議体に出席し、意見を述べ、報告を求め、または資料を閲覧できる権限を、各会議体に関する規程上に定めています。また、監査役監査等に際して速やかに必要となる情報にアクセスできるよう、文書管理に関する取扱いを規程として定め、周知しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

当社は、執行役員制度を採用し、取締役による意思決定及び監督の機能と、執行役員による執行の機能を分化して、効率的な業務執行を行うことを目指しています。また、取締役及び使用人について、業務分掌と職務権限を明確にすることにより、有効な指揮命令系統を構築することを図っています。

意思決定に対する牽制としては、月次の取締役会をはじめとする重要な会議体に監査役が出席するほか、稟議制度において起案推進担当と牽制担当を区分し、これを対立させる構造とすることで稟議の実効性を図っています。

当社グループの事業の中核を占める証券子会社においては、特に執行に係る牽制として、内部管理統括責任者を中心とする内部管理体制を構築するとともに、業務フローの中にチェックプロセスを組み込み、各部署の責任者による一次チェック、内部管理部門による二次チェック及び監査部門による三次チェックを行うことで、その適正化を目指しています。

また、当社及び証券子会社は、月次で取締役会及び監査役会を開催しているほか、次の委員会及び会議体を定期的に、または必要に応じて機動的に開催することで、適切な情報共有、業務執行及び監督等に努めています。

< 当社 >

コーポレートガバナンス委員会、懲罰委員会

<証券子会社>

コンプライアンス委員会、内部管理部門会議、営業責任者・内部管理責任者会議、新種業務新商品委員会、懲罰委員会

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を意識することなく、定時株主総会の運営に最適と思われる日時を選択しております。

#### 2. IR に関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
個人投資家向けに定期的説明会を開催	あり	個人投資家を主対象とするイベントに参加する等して、説明会を開催しております。
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	不定期に機関投資家等を訪問し、当社の事業や経営方針等について説明を行っております。
IR資料のホームページ掲載	あり	決算説明会等の資料を、ホームページ上に掲載するほか、ブロードバンド等を利用した動画配信を行っております。
IRに関する部署(担当者)の設置		専担セクションとしてIR広報部を設置しております。

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「情報開示規程」を定め、その遵守を促しております。同規程は、内部者取引を防止するとともに、積極的に投資家に対する説明責任を果たすべく、公平で透明性の高い開示を行うことを基本方針に据えています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ディスクロージャーポリシー」を定めて情報開示に対する当社の姿勢を明確にし、当社ホームページ上に公表しております。
その他	情報取扱責任者を中心とする情報管理体制及び開示体制を構築しております。

## Ⅳ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、適切な企業統治を行うためには、内部統制システムの構築が不可欠であると考えています。

業務の効率性を高め、財務情報の信頼性を確保し、コンプライアンスを徹底させ、並びに情報社会に対応するIT技術を積極的に取り入れることが、組織体としての当社の質を向上させ、もって株主及びステークホルダーに資するものと理解しています。

具体的には、取締役会及び監査役会を月次で開催すること、執行役員制を採用して監督及び意思決定の機能と執行の機能を分化すること、外部の有識者を招聘して定期的にコーポレートガバナンス委員会を開催し、企業統治に係る意見交換等を行うこと、情報取扱責任者を中心に積極的で透明性の高い情報開示を行うこと、並びに適正なグループ管理を行うこと等によって、組織的、人的及び技術的な面から内部統制システムの構築に努めています。

また、当社グループの事業の中核を占める証券子会社としては、経営トップを含めたコンプライアンス委員会を定期的に開催して経営陣の意識向上と事業上の問題解決を図ること、内部管理統括責任者を中心に実効性ある内部管理体制を整えること、並びに自己規制比率を用いて計数的にリスクを管理すること等に注力しています。

さらに、これらを監督及び検証するため、監査役に対し、必要に応じて補助者を選任する権限、及び重要な会議体に出席し、決議事項や活動状況に係る報告を求め、または指定する項目の付議を求める権限を付与するとともに、監査役と内部監査部門との連携を深めること、並びに代表取締役及び会計監査人との意見交換を定期的に行うこと等によって、モニタリング機能が有効に働く仕組みを構築することに努めています。

参考資料「模式図」：巻末「添付資料」をご覧ください。

## Ⅴ その他

### 1. 買収防衛に関する事項

当社は、有事の買収防衛策を設けておらず、本項目に該当はありません。

しかし、デリバティブ取引に特化した当社グループの事業は、一部の他社にとってはプレミアムが高い可能性があり、企業価値を損ない、株主利益を毀損する買収提案が行われる可能性を完全に否定することはできません。

したがって、当社は、平時の経営対策として、株主構成を安定化すること、当社と相乗効果を発揮し得る企業との提携を図ること、IR活動を強化して当社方針に対する投資家の理解を得ること、並びに利益と純資産を向上させて株価を高め、時価総額の極大化を図ること等に、積極的に取り組んでいます。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、有効な企業統治及び内部統制を行うためには、方針と理念を明確化するとともに、これらに則った継続的改善に努めることが重要であると考えています。

いわゆるPDCAサイクルを踏まえ、企画、執行、監査及び見直しをワンサイクルとして、改善の積み上げを当社の風土とすることを目指します。そして、これを実現するべく、全社的な取組みを行い、PDCAの各プロセスを十分に機能させることが、今後続く当社の課題であると認識しております。

